

第3回大阪市特別職報酬等審議会議事要旨

- 1 日 時 平成26年6月4日(水)午前10時15分～午前11時40分
- 2 場 所 大阪市役所P1階 会議室
- 3 出席者
(委員) 池田会長、渡部会長職務代理者、生駒委員、倉持委員、中村委員、西委員
(市側) 《人事室》
黒住人事室長、機谷次長、坂本次長、古畑給与課長、米倉給与課長代理、
松原担当係長
《財政局》
佐藤財務課長、上原総務担当課長、舟橋総務担当課長代理、名倉担当係長
《政策企画室》
平田秘書担当課長
《市会事務局》
小西総務担当課長、綱田総務担当課長代理、明見担当係長
- 4 議 題 市長及び副市長の給料及び退職手当の額について
- 5 議事要旨
 - (1) 前回の審議会での委員からの質問に対して、事務局より説明。(参考資料)
 - ・ 地方自治体の首長の給料について、国家公務員である事務次官の給料を超えてはいけな
いといった制約があるか 地方自治体の首長への制約等はなし
 - ・ 特例減額措置により退職手当を減額している自治体について
 - (2) 市長・副市長の給料、退職手当の額について、主なテーマごとに委員による意見交換
【主な意見】

市長・副市長の職責、執務状況への評価

 - ・ 重責をフルタイムで担っており、相当厳しく、ハードな仕事である。
 - ・ 非常に多岐にわたった業務に対応し、成果が求められる大変な職務である。

市長・副市長の給与の他都市比較、民間比較、海外比較

 - ・ 前回、委員から提供のあったアメリカの市長報酬、住民コストに関するデータも、大阪市の人口を基準に置き換えれば、日本の主要都市の市長報酬、住民コストをアメリカの都市と比べても、当初のデータのような劇的な差は見られない。
 - ・ 今回、委員から提供のあった日米比較のグラフは、意図的に日米の格差を解消するように見えて、それでは行政の効率性の観点がなくなってしまうため、単純に住民1人当たりコストで比較すべき。

- ・ 住民1人当たりのコストについては、都市には昼間人口と夜間人口があり、インフラなど他都市の住民も活用するという点も感覚としてあるのではないか。
- ・ アメリカの州、市、連邦政府のそれぞれの役割がどういう役割で、日本と比べてどのような違いがあるのかなど把握しないと、単純に比較はできないのではないか。
- ・ 民間企業との比較も数字だけで単純に比較すべきではない。民間企業の役員は業績に連動する比率が高い。
- ・ 民間企業は業績連動であり、利益が出なければもらえないが、行政はそうではない。収支不足などマイナスだから下げるということでいいのか。単純な業績連動は難しいのではないか。
- ・ 現れている数字についてもある程度勘案する必要はあるが、数字の単純な比較ではなく、どういう考え方で報酬を決めるかが重要ではないか。
- ・ 他都市と単純に比較するのも難しい。特に海外の都市については歴史の違い、特別職というものの考え方も違うので、参考として見ることはいいが、比較するのは難しい。
- ・ 公平性・透明性・効率性の高い行政サービスの低コストでの住民への提供が世界各国の行政機関に共通する基本原則であり、2009年において、大阪府の住民1人当たりコストは、カリフォルニア州の住民コストの約5倍、ニューヨーク州の住民コストの約2倍となっている。

市長・副市長の退職手当のあり方

- ・ 退職手当の考え方については、報酬の延長線上で考えるべき。
- ・ 4年の任期で市民から選挙で選ばれた市長に退職金を支給するというのはなじまないとしても、公選職ではない副市長とは分けて考えるべきではないか。
- ・ 任期が終わるたびに退職金が支払われるというのは理解しがたい面がある。
- ・ 民間企業では役員の退職慰労金は廃止されている傾向にあり、就任前から支払われる額が決まっているのなら、給料と退職手当とを分けておく必要はない。
- ・ 4年の任期を終えて退職手当をもらっても、税金も高くメリットがない、また、任期満了時の退職手当の金額もあらかじめ決まっているのであれば、退職手当は廃止した方がすっきりする。これまでの分は支払うこととすればいいし、将来に向かってのあるべき姿を考えればよい。
- ・ 特別職への退職手当の支給は不要である。少なくともOECD諸国やアメリカ、EUなどにおいては、首長が退職手当をもらうことは理解されない。
- ・ 退職手当には違和感があるが、年収に組み込めば、年俸が見かけ上跳ね上がり、「高い、低い」の議論に陥ることが想定される。また、任期途中での制度変更には無理があるので、市長に当選された方の判断で、不要な方は辞退できる形をとればよいのではないか。

市長・副市長の年収、退職手当の水準

- ・ 相当な量と高い質が求められる仕事に見合った報酬はきちんと出すべき。

- ・ 市の財政状況は収支不足で、補てん財源により賄っている状況のため、大変な仕事であることは理解するが、自ら身を切る姿勢を示すべきである。
- ・ 優秀な方に就いていただきたいし、そのためにはそれなりの報酬の額は必要である。
- ・ 成果があがれば、この審議会で評価して臨時で増額するなど柔軟な制度にすることは可能ではないか。
- ・ 行政コストが低ければ低いほどいいということではなく、一定の額、水準が必要。
- ・ 職を辞して就任されているので、退職手当は次の仕事に就かれるまでの2～3ヶ月分程度は支払われてもいいのではないか。
- ・ 地域手当や期末手当は分かりにくく、特別職には不要ではないか。報酬に含めるなどの措置でよいと考える。
- ・ 住民に分かりやすい形で明示されれば十分であり、年間いくら額とするかを決めればよい。毎月の給料をどうするか、期末手当等の賞与をどうするかは支払い方の問題である。
- ・ 国や一般職の制度を踏襲している部分があるので、できるだけ住民にとって分かりやすい形をとることが重要である。
- ・ 市長・副市長の給料や退職手当の具体的な額をこのタイミングで決めるのではなく、今後、議員の報酬等も議論するので、全体として考えるべき。
- ・ 市長に立候補する人の多くが、それまでの職を辞して立候補している現状を認識しておく必要があり、多様な人材に立候補していただける報酬を用意すべき。現在の額は決して高くなく、副市長についても現水準で妥当であり、市長・副市長の報酬は、基本的には現状維持でいいのではないか。

その他

- ・ 特別職は地方自治推進の要職であり、地方自治は民主政治の基盤であるため、地方自治体は民主制、効率性、透明性高き住民自治を促進し、住民に対してより良きサービスをより安いコストで提供しなければならない。そのためには、米欧の地方自治の在り方も十分参考とし、健全な財政と民主制、効率性、透明性の高き地方自治を意欲的に展開可能な体制を確立すべきであり、以下の3点を実施すべきである。

基本条例（基本憲章）の制定

遊休資産の整理売却

生活保護制度改革の国への提言

(3) 今後の対応

- ・ 本日の各委員の意見を事務局において整理して、次回の審議会で市長、副市長の給料及び退職手当の額についての答申の基礎となる具体的な方向性や水準について整理しつつ、市会議員の報酬及び政務活動費の議論をスタートさせたい。